

第49号議案

令和5年10月2日
任用給与課

災害派遣手当等の支給に関する条例施行規則の制定について

東京都知事より申請のあった標記の件について、申請(別添)のとおり承認する。

災害派遣手当等の支給に関する条例施行規則（新設）

新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正を踏まえ、東京都規則を制定する。

項 目 該 当 条 文	内 容
目 的 第1条	災害派遣手当等の支給方法その他条例の施行について必要な事項を定める。
支 給 方 法 等 第2条第1項 第2項 第3項 第4項	【支給方法及び支給日】 ○ 月の一日から末日までの期間に係るものを翌月の給料の支給日に支払う。 【支給日の例外等】 ○ やむを得ない理由により、第1項で定める支給日に支給できないと認めた場合は、別に支給日を定める日 ○ 支給日前に派遣職員の派遣期間が終了又は都職員の身分を失ったときは、その日以降速やかに支給 ○ 前3項に定めるほか、支給方法等については、給料の支給に係る規定を準用 ・口座振替の方法による支給 ・職員別給与簿の作成及び管理
委 任 第3条	この規則に定めるもののほか、必要な事項は、任命権者が定める。
施 行 期 日 附則	公布の日（令和5年10月13日予定）

【参考：災害派遣手当等の支給に関する条例】

（委任）

第3条 災害派遣手当等の支給方法その他のこの条例の施行について必要な事項は、人事委員会の承認を得て、東京都規則で定める。

東京都人事委員会 殿

東京都知事
小池 百合子
(公印省略)

災害派遣手当等の支給に関する条例施行規則の制定について（申請）

このことについて、下記のとおり規則の制定を行う必要があるため、改正後の災害派遣手当等の支給に関する条例（平成7年東京都条例第76号）第3条の規定に基づき承認を申請します。

記

1 制定する規則

災害派遣手当等の支給に関する条例施行規則

2 制定理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律（令和5年法律第14号）の施行による新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）の改正を踏まえ、必要な規則を制定する必要があるため

3 制定案文

別添のとおり

災害派遣手当等の支給に関する条例施行規則

(目的)

第一条 この規則は、災害派遣手当等の支給に関する条例（平成七年東京都条例第七十六号。以下「条例」という。）第三条の規定に基づき、条例第一条に規定する災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当（以下これらを「災害派遣手当等」という。）の支給方法その他条例の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（支給方法等）

第二条 災害派遣手当等は、一の給与期間（職員の給与に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十五号）第七条に定める給与期間をいう。以下同じ。）に係るものを、次の給与期間の給料の支給日（職員の給与に関する条例施行規則（昭和三十七年東京都規則第七十二号）第二条第一項に定める給料の支給日をいう。）に支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、任命権者は、やむを得ない理由により、同項の支給日に支給することができないと認めた場合においては、別に支給日を定めることができる。
- 3 前二項に規定する支給日前に、条例第一条に規定する東京都に派遣された職員（以下「派遣職員」という。）の派遣期間が終了したとき又は派遣職員が東京都職員として

の身分を失ったときは、前二項の規定にかかわらず、派遣職員の派遣期間が終了した日又は派遣職員が東京都職員としての身分を失った日以降速やかに支給する。

4 前三項に定めるもののほか、災害派遣手当等の支給方法等については、職員の給与に関する条例施行規則第一条の二及び第四条の規定を準用する。

(委任)

第三条 この規則に定めるもののほか、災害派遣手当等の支給に関し必要な事項は、任命権者が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。